

○美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成20年3月21日

規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成20年美祢市条例第76号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第2条の公募を行うに当たっては、公正を期するため、広報等への掲載その他適切な方法により一般に周知させるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号に規定する事業計画書は、別記様式第2号によるものとする。

3 条例第3条第2号に規定する規則で定める書面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 納税を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者候補者選定審査会)

第4条 市長は、条例第4条又は第5条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、指定管理者候補者選定審査会を設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者候補者選定審査会を設置しないことができる。

- (1) 公の施設に併設する他の地方公共団体の公の施設の指定管理者を指定するとき。
- (2) 3年以内に廃止する又は廃止を予定している公の施設で、廃止するまでの間の指定管理者を指定するとき。

2 前項に規定する指定管理者候補者選定審査会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、公の施設の指

定管理者指定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（告示への記載事項）

第6条 条例第6条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (2) 指定管理者の指定を受けた法人その他の団体の名称及び所在地
- (3) 指定管理者の指定の期間

2 条例第10条第3項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせていた公の施設の名称
- (2) 条例第10条第1項に規定する処分の対象となった法人その他の団体の名称及び所在地
- (3) 指定管理者の指定の取消しにあつては、当該取消しの年月日
- (4) 指定管理者が行う管理の業務の全部の停止にあつては、当該停止の期間
- (5) 指定管理者が行う管理の業務の一部の停止にあつては、当該停止の期間及び停止された業務

（協定事項）

第7条 条例第7条の規定により締結する協定には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び管理する情報の公開に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

（事業計画の変更）

第8条 指定管理者は、公の施設の管理にかかる事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（事業報告書）

第9条 条例第8条に規定する事業報告書は、別記様式第4号によるものとする。

2 条例第8条第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
- (2) 前条に規定する承認を受けた場合を除き、事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

（指定の取消し等の通知）

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、公の施設の指定管理者指定取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

- 2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、公の施設の指定管理者業務停止命令書（別記様式第6号）によるものとする。
（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年3月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年美祢市規則第28号）、美東町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年美東町規則第11号）又は秋芳町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年秋芳町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年規則第206号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第28号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号(第3条関係)

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

美祢市長 様

申請者 所在地
法人又は団体名
代表者氏名
連絡先

美祢市の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により次のとおり申請します。

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 定款、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
 - (5) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書
 - (6) 納税を証する書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号(第3条関係)

事業計画書

年 月 日

公の施設の名称													
法人又は団体名		設立年月日	年 月 日										
代表者役職		代表者氏名											
所在地													
電話番号		FAX番号											
E-mailアドレス													
現在管理している施設名	所在地	主な業務内容	管理開始年月日										
			年 月 日										
			年 月 日										
			年 月 日										
事業計画(別紙可)													
1 理念													
(1) 団体の経営方針等													
(2) 指定管理者の指定を申請した理由													
(3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望													
2 管理運営を行うに当たっての本施設に対する経営方針													
3 管理業務の実施予定(管理業務ごとに記載すること)													
4 施設の利用予定数値目標													
(1) 指定期間利用予定数値目標 (単位: %、[])													
	年度	年度	年度	年度	年度	合 計							
利用率													
利用数													
(2) 指定期間各年度月別利用予定数値目標 (単位: %、[])													
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用率													
利用数													

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用率													
利用数													

(3) 利用予定数値目標の設定根拠

5 サービス内容や利用促進の取組、運営体制

(1) サービス内容

(2) 利用促進の取組

(3) 運営体制

・職員の配置及び採用計画(組織図を添付すること。)

・職員の研修計画

6 収支計画

(1) 指定期間各年度の予定収支(単位：千円)

年 度	年度	年度	年度	年度	年度
収 入					
支 出					
差 引					

(2) 収支計画の算出根拠
7 利用者満足度と要望の調査とその対処
(1) 利用者満足度と要望の調査方法
(2) 要望に対する実現策
8 個人情報の保護
9 情報公開への取組
10 危険物の取扱
11 緊急時の対策
(1) 防犯、防災の対応
(2) その他緊急時の対応
12 その他
(1) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
(2) 地域との連携
(3) 他施設との連携
(4) 地域経済への貢献等、提案事項
(5) その他

別記様式第3号(第5条関係)

公の施設の指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

所在地
法人又は団体名
代表者氏名 様

美祢市長 

年 月 日付けで申請のあった、美祢市の公の施設の指定管理者を次のとおり決定したので、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

- 1 指定する公の施設の名称
- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称
- 3 指定の期間
- 4 指定の条件
 - (1) 事業計画書等の変更をするときは、市長の承認を得ること。
 - (2) 管理を継続することができなくなったときは、速やかに市長に申し出ること。
 - (3) 法令に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき、若しくは管理を継続することができないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

別記様式第4号(第9条関係)

公の施設の指定管理業務事業報告書

年 月 日

美祿市長 様

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名

美祿市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定により、次のとおり指定管理業務報告書を提出します。

- 1 公の施設の名称
- 2 管理の期間
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 その他市長が必要と認めた事項

別記様式第5号(第10条関係)

公の施設の指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地
法人又は団体名
代表者氏名 様

美祢市長 

年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定は、美祢市
公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり
取り消したので通知します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定を取り消した法人又は団体の名称
- 3 指定を取り消した日
年 月 日
- 4 指定を取り消した理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、美祢市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、美祢市を被告として(訴訟において美祢市を代表する者は美祢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第6号(第10条関係)

公の施設の指定管理者業務停止命令書

第 号
年 月 日

所在地

法人又は団体名

代表者氏名 様

美祢市長



年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定は、美祢市
公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり
業務の(全部・一部)の停止を命じます。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者の名称
- 3 業務の停止を命ずる日
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務の一部を停止する場合の停止する業務の内容
- 5 業務の停止を命ずる理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、美祢市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、美祢市を被告として(訴訟において美祢市を代表する者は美祢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。